

## 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	令和3年度第4回川西市障害者施策推進協議会		
事 務 局 (担 当 課)	福祉部 障害福祉課 内線(2656)		
開催日時	令和3年3月23日(火) 午後2時00分～午後3時10分		
開催場所	川西市消防本部 3階 大会議室		
出席者	委員 (敬称略)	安田会長、秋山委員、篠木委員、森寺委員、蒲原委員、北野議員、渡邊委員、喜谷委員、西垣委員、宮本委員	
	その他	(欠席委員) 岸副会長、津田委員、福島委員、寺田委員、中西委員、中谷委員、田委員、今村委員	
	事務局	山元福祉部長、山本福祉部副部長、斎藤障害福祉課長、熊井障害福祉課長補佐	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 報告事項 (1) 川西市障がい者プラン 2023 中間見直し(案)に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について (2) (仮称)川西市手話言語条例について 3. 協議事項 (1) (仮称)「親なき後」をみんなで支える体制検討部会の設置について 4. その他 5. 閉会		
会 議 結 果	別紙のとおり		

## 審 議 経 過

会長	<p>ただ今から「令和2年度第4回川西市障害者施策推進協議会」を開会いたします。</p> <p>まず、事務局より委員の出欠をご報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、まず、委員の出欠をご報告いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は10名です。岸副会長、津田委員、福島委員、寺田委員、中西委員、中谷委員、田委員、今村委員からは欠席する旨の届け出を頂いておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>半数以上の委員にご出席いただいておりますので、川西市障害者施策推進協議会規則第6条第2項に基づき、本日の協議会は有効に成立しております。</p> <p>なお、会議録を作成するため、本日の会議を録音させていただくとともに、会議録の承認につきましては、会長にご一任いただきたく、あわせてご了承くださいますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、本日の「報告事項」に移ります。</p> <p>まず、1項目の「川西市障がい者プラン2023 中間見直し（案）に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について」です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「川西市障がい者プラン2023 中間見直し（案）に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果」について、ご説明いたします。</p> <p>まず、お手元にお配りしている資料ですが、「資料1-1」、「資料1-2」、「資料1-3」の3種類でございます。</p> <p>まず、資料1-1といたしまして、令和2年12月28日から令和3年2月1日までの間に実施しました意見提出手続につきまして、市民3人から5件のご意見をいただいております、その検討結果をまとめております。</p> <p>次に、資料1-2といたしまして、12月22日及び3月16日に開催した議員協議会で、議員の皆様からいただきましたご意見と市の検討結果につきましてまとめております。</p> <p>最後に、資料1-3といたしまして、これらのご意見等に対する当該計画案の修正対比表をまとめております。なお、説明にあたりましては、多くのご意見を頂戴しておりますので、同じ趣旨のご意見についてはまとめて、また、要点を絞ってご説明させていただきます。</p> <p>それでは、まず、資料1-1「川西市障がい者プラン2023 中間見直し（案）に係る意見提出手続結果」をご覧ください。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>意見番号の1でございます。計画に掲げられている目標や施策は、一人ではできないことばかりで、支援する側の連携が不可欠です。必要な人たち</p>

## 審 議 経 過

で必要な支援ができる体制づくりが課題であるとのご意見でございます。  
市の検討結果としましては、ポストコロナの新しい生活様式に適應するためには、一人ひとりが、お互いの個性や人格を理解したうえで互いに支え合う、共生の社会の実現が一層重要になると考えており、障がいの有無にかかわらず、安心して地域で暮らしていくことができるまちをめざし、各施策を積極的に展開してまいりますとしております。

意見番号の 2 でございます。新設された事業所をタイムリーに発信する仕組みについてのご意見でございます。

検討結果としましては、市では、本プランで掲げていますグループホームの整備支援や、市有地へ就労支援施設を誘致するなど、地域支援体制の拡充に取り組むとともに、福祉ガイドブックやホームページ、本プランの資料編に施設一覧を掲載し、利用者や事業者に必要な情報の発信に努めています。新規事業所の開設情報をタイムリーに発信できるよう、その仕組みを今後検討していくこととしておりますとしております。

意見番号の 3 でございます。障がい者について、知る機会を作ってほしいとのご意見でございます。

検討結果としましては、本プランでは、障がいに関する正しい知識を広めるため、広報誌等を通じた地域住民等への啓発活動や、障がい者施設で生産された製品の販売支援、毎年 12 月の障がい者週間で「障がい者 1 日サロン」事業を実施することとし、障がい者に対する市民の理解を進めていき、今後は、これらの事業に取り組んで行くなか、さまざまな世代に参加いただけるよう啓発方法等を検討する旨を計画に追記することといたしております。

2 ページをお開きください。

意見番号の 4 でございます。医療的ケアが必要な子どもも身近な学校にいけるようにとのご意見でございます。

検討結果といたしましては、身近な教育・保育施設で医療的ケアの必要な子どもが適切な支援を受けられ、その家族も安心できるよう、ともに学べる体制整備を行うこととしております。

意見番号の 5 でございます。重度障がい者に対応できる人材育成が必要であることについてでございます。

検討結果といたしましては、障がい者が地域で安心して暮らしていくため、地域資源、社会資源の確保、体制整備は、大変重要な課題であり、障がい者の地域生活への移行を進めるにあたり、必要不可欠です。ヘルパー不足についても認識しておりますので、人材育成について計画に追記することといたしております。

## 審 議 経 過

以上が、市民の皆様からお寄せいただいたご意見に対する市の検討結果の概要でございます。

次に、資料 1-2、川西市障がい者プラン 2023 中間見直し（案）に係る市議会意見と市の検討結果をご覧ください。

12 月 22 日及び 3 月 16 日の議員協議会で議員の皆様からいただきましたご質問等を除くご意見につきまして、市の検討結果をご説明いたします。

1 ページをお開きください。

意見番号の 1 でございます。精神障がい者の現状で、障がい程度別のパーセンテージの記載でございます。

市の検討結果といたしましては、知的障がい者の現状と同じく、本文中に等級別のパーセンテージを追記することとしております。

意見番号の 2 でございます。障がい者福祉施設の現状分析を記載することのご意見でございます。

検討結果といたしましては、現状分析した内容を追記することとしております。

意見番号の 3 でございます。障がい者福祉施設の現状について、事業内容の異なるサービスの記載についての考えでございます。

検討結果といたしましては、地域活動支援センター及び日中一時支援は、日中活動における地域の居場所であり、移動支援はヘルパーによる外出支援です。目的は違うものであり、説明を加えることといたしております。

意見番号の 4 でございます。駅前の駐輪場についても施策項目として記載することでございます。

検討結果といたしましては、官民協力のもと取組を推進する予定としておりますので、施策に追記することとしております。

次に、2 ページをお開きください。

意見番号の 5 でございます。個別支援計画の作成についてのご意見でございます。

検討結果といたしましては、関係所管との連携を密にして事業を実施してまいりますとし、また、地域福祉計画との整合を図るため、担当所管に危機管理課を加えることとしております。

意見番号の 6 でございます。情報保障は、あらゆる障がいをお持ちの方とすべき点についてのご意見でございます。

検討結果といたしましては、聴覚障がいを含めあらゆる障がいをお持ちの方に対して、必要な情報を提供し、情報保障に積極的に取り組んで行くこととしております。

意見番号の 7 でございます。相談支援事業所の設置個所数についてのご意

## 審 議 経 過

見でございます。

検討結果といたしましては、他のページの記載内容の整合性を図るため、内容を修正することとしております。

意見番号の 8 でございます。「障がいの予防」との表現について、後発性に関するものであることの補記が必要であるとのご意見でございます。

検討結果といたしましては、障がいがあることは、それ自体が悪いことではないという認識であります。一方で、障がいにより不便に感じるといった実態もあることから、障がいを持つことなく過ごせる状況を作り上げたいと考え、このような表現を用いておりますが、誤解を招く恐れがありますことから表現を修正することとしてしております。

次に、3 ページをお開きください。

意見番号の 9 でございます。障がい児教育・保育事業の実施において、「可能な限り」の表現について記載すべきでないとのご意見でございます。

検討結果といたしましては、「可能な限り」を「体制を整え、ともに教育・保育を受けられる環境の実現をめざす」に文言を変更することとしております。

意見番号の 10 でございます。実践交流については、就学前の幼稚園や保育所の担当者とともに行うことが大事であることについてのご意見でございます。

検討結果といたしましては、特別支援教育コーディネーター連絡会議等において、就学前の幼稚園及び保育園所担当者と密接な実践交流を図ることとしており、計画に追記してまいりたいと考えております。

意見番号の 11 でございます。自立訓練の見込量について、今後も増加するという表現は正しいかとのご意見でございます。

検討結果といたしましては、平成 29 年度以前の実績を含めて分析した結果、今後も増加するものと判断したものでございます。

意見番号の 12 でございます。相談支援員数の記載についてのご意見でございます。

検討結果といたしましては、計画案 57 ページに基本目標 3、「安心して暮らすためのサービスの充実」を掲げており、その中で、市内の相談支援事業所に在籍する相談支援専門員の数の目標値を記載しておりますので、改めて記載しないこととしております。

4 ページをお開きください。

意見番号の 13 でございます。相談支援事業所の設置が市内南部に集中していることについてのご意見でございます。

検討結果といたしましては、利用者の利便性向上のため、今後新たに相談

## 審 議 経 過

支援事業所を計画する場合、北部での設置方法、誘致方法等を検討していくこととしております。

意見番号の 14 でございます。児童発達支援センターの設置箇所数についてのご意見でございます。

検討結果といたしましては、現在のところ障がい児支援の中核的な役割を担う施設を増やす計画はございませんが、教育、相談支援事業所など関係機関と連携を図りながら、障がい児への支援を進めていくとともに、その現状を踏まえながら検討していくこととしております。

意見番号の 15 でございます。見込み量の単位の見方について、各ページでわかるようにすることのご意見でございます。

検討結果といたしましては、各頁に単位の注釈を記載することとしております。

意見番号の 16 でございます。医療的ケア児コーディネーターの配置人数についてのご意見でございます。

検討結果といたしましては、現在のところコーディネーターの増員は考えておりませんが、コーディネーターを中心に、教育、保育、医療、福祉など関係機関と連携を図りながら、医療的ケア児に対し適切な支援を行っていくこととしております。

以上が、議員の皆様からいただきましたご意見に対する市の検討結果の概要でございます。

次に、資料 1-3、川西市障がい者プラン 2023 中間見直し（案）修正対比表をご覧ください。

1 ページをお開き願います。表の右から 2 列目、パブコメ・市議会意見を受けた修正案の列において、追記もしくは修正した箇所を下線等で表記しており、この部分を中心にご説明いたします。

番号の 1 につきましては、精神障がい者の障がい程度別のパーセンテージを追記することとしております。

番号の 2 につきましては、障がい者福祉施設の現状分析及び方向性を本文中に追記しようとするものでございます。

次に、2 ページをお開きください。

番号の 3 につきましては、地域住民等への啓発活動において、あらゆる世代に対し啓発に努める旨を追記するものでございます。

番号の 4 につきましては、障がい者 1 日サロン事業などの情報を学生等の若い世代にも発信していくことを追記するものでございます。

次に、3 ページをお開きください。

番号の 5 につきましては、移動・交通対策の推進の施策項目として「おも

## 審 議 経 過

	<p>いやりスペース」の普及」を追記することとしております。</p> <p>番号の 6 につきましては、個別支援計画の作成について、担当所管を追加しようとするものでございます。</p> <p>番号の 7 につきましては、相談支援事業所の箇所数について、他のページとの整合を図るため、箇所数を削除することとしております。</p> <p>次に 4 ページをご覧ください。</p> <p>番号の 8 につきましては、訪問系サービス事業を適切に提供するため、人材育成に努める旨を追記しております。</p> <p>番号の 9 につきましては、「障がいの予防」との表現が、誤解を招く恐れがあるため、表現を修正しております。</p> <p>番号の 10 につきましては、「可能な限り」の表現を、「体制を整え、ともに教育・保育を受けられる環境の実現をめざす。」に修正することとしております。</p> <p>番号の 11 につきましては、幼稚園及び保育園所担当者とも実践交流を図ることとしているため、その旨を追記しております。</p> <p>番号の 12 につきましては、各頁の表を理解しやすくするため、単位に関する注釈を追記するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
会長 委員	<p>説明は終わりました。本件について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>資料 1-3 の 1 番、精神障がい者のパーセンテージが 1.3 倍となっているが、1.3 倍に増えているという原因として、家庭の事情とか色々と思うが、把握されているか。</p>
事務局	<p>そこまでは把握していないが、就労の途中で中断される方が増えてきているという実情は聞いている。個別の事情のすべては把握できていないが、アンケート結果でも出ているように、一定は就労の部分も見受けられるところはあると思う。</p>
委員	<p>資料 1-3 の 4 番、障がい者 1 日サロン事業で、コロナ禍で昨年度は中止となり、今年度も行うかどうか未定となっている。大人数が集まるイベント等がなかなか難しい中で、この名称を出されても、イベントのない年がずっと続くようになると、「など」と書いていても、この事業を載せるのか。</p>
事務局	<p>障がい者週間事業については、国で規定された各市町村で実施する事業で、去年は確かにコロナの影響で実施できなかった。今年もまだ見えてこないところはあるが、現時点では、どんな形であれば実施できるのか実行委員の中で検討していただく必要がある。こういう事業を実施する際に、今までは若い世代になかなか発信できていないので、なるべく発信できるような方法を検討していきたいと思う。</p>

## 審 議 経 過

会長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>他にご質疑等もないようですので、1 項目の「川西市障がい者プラン 2023 中間見直し（案）に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について」の報告は以上で終わります。</p> <p>次に、2 項目の「(仮称) 川西市手話言語条例について」に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「(仮称) 川西市手話言語条例について」について、ご説明いたします。</p> <p>資料 2 をご覧ください。</p> <p>第 1 回制定検討部会を令和 3 年 2 月 19 日（金）に開催いたしました。</p> <p>検討部会で出ました手話言語条例に関する主なご意見としましては、生活のなかで、例えば医療機関、介護関係、教育、商店など身近な暮らしの中で手話を知ってもらい、理解をしてもらう。</p> <p>災害など緊急時に情報がなくて困ることが無いように情報保障がなされること。</p> <p>基本的には聴覚障がい者が安心して暮らせる町づくり、そのことが一番大きな目標。</p> <p>手話養成講座というのは一年間かぎり。例えば一日で手話が学べる環境や、もっと勉強したいというきっかけ作り、講座につながるような環境への取組。</p> <p>手話言語条例が制定されたことで終わりではなく、当事者団体と一緒に様々な取り組みを行うきっかけとしたい。</p> <p>条例の制定を契機に、川西市の広報に手話の簡単な単語、簡単な挨拶をシリーズで載せると注目していただける。</p> <p>小学校で手話の挨拶だけでも学習する機会があれば、子どもたちがそれを親に伝え、手話がもっと身近なものになる。</p> <p>手話が一つの言語であるということを知って頂き、普及していくことがとても大事なことです。といったご意見がございました。</p> <p>次に、今後のスケジュールでございますが、令和 3 年 2 月から 9 月までの間に計 4 回程度、制定検討部会を開催する予定です。</p> <p>そして、条例案のパブリックコメントを 7 月末から 9 月始めに実施、12 月議会で市議会にご審議いただき、令和 4 年 1 月 1 日公布を予定しております。</p> <p>最後に、意見交換会の開催についてですが、手話言語条例を制定するにあたり、より広く市民や聴覚障がい当事者等から意見を聴取し、市民の参画と協働のもとで、実効性のある条例を策定することを目的として、令和 3</p>

## 審 議 経 過

会長	<p>年 4 月に、検討部会員や当事者の方、手話通訳者、障がい者団体、公募市民を交えた意見交換会を、20 名程度で開きたいと考えております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>説明は終わりました。</p>
委員	<p>事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>裏面の参加者で、検討部会員、当事者と書かれてある。定員 20 名までとあるが、20 名のうち、これらの参加者の人数配分は、どのように考えているのか。</p>
事務局	<p>現在のところ、検討部会で引き受けていただいて、今のところ想定しているのは、まず、検討部会員 7 人とろうあ者協会を含めて当事者 4 人、手話通訳者として登録通訳者と手話サークル員さんで 4 人、障がい者団体連合会から 1 団体、あと、公募市民で 2 人という形で想定している。また、当日の検討部会で、やはり、ご家族として親御さんに来てほしいという意見があつて親は 2 人として、合わせて 10 人と考えている。</p>
委員	<p>人数については了解した。また、2 月に行った検討部会で出された意見の中で、私も気になるところは、この条例制定が目的になってはいけない。条例を制定した後、これをどう活かしていくのかが重要だと感じるのと、最後の意見で、手話が 1 つの言語であるという認識がなかなか進んでいないのではないと思われる。ここを進めていかないと、いくら立派な条例を制定されたとしても、形骸化してしまつてはいけない。そこを十分議論をする場になっていただければと思う。</p>
会長	<p>私からも 1 つ聞きたい。例えば、1 日で手話を学べる環境と言われているが、極端に言うと、川西市民がだいたい 16 万人として、何%の人が手話を使えるようにするとか、そういう数値目標は持っているのか。</p>
事務局	<p>そこまでの数字は持っていない。大変貴重な意見だと思うので、手話を学ぶために、現在でも色々な講座等をしている。初心者のための講座とか登録通訳者のための講座や研修をしている。今後、これをどのように広めていくかが大事になると思うので、それはまた、検討部会でも議論していただいて、どういう施策ができるかは、今後、検討していきたいと思っている。</p>
会長	<p>講座をして皆さんに覚えてもらって、その覚えた手話をどこでどう活かすか、どう活用するかというのが一番大事である。講座を開いて終わりでは何にもならない。そのあたりのことも考えて、こういう条例を作るのであれば、もっと広げていく、極端に言えば、市内にある店舗の人が 1 人でも手話ができるようにしてもらおうとか。講座を受けた人は手話ができても、相手ができないと話にならないわけなので、そんなところを考えて、これ</p>

## 審 議 経 過

委員	<p>から取り組んでいく必要があるのではないかと思います。</p> <p>私も手話をはじめてもう 20 年になるが、手話は難しい。今、小学校と中学校に手話を教えに行っていると思うが、そういうものをどんどん増やしていただいて、子どもの時から手話に自然に飛び込むようにして、一度に習おうと思うと無理だと思う。子どもは本当に覚えるのが早いので、学校とかで自然に覚えてもらえたら、ろうあ者と会った時に挨拶してくれる。それは、ろうあ者にとってとても嬉しいことなので、そういう形になっていけば、本当にありがたい。</p>
委員	<p>手話を使うことを身近にするということで言うと、障がい者の窓口には、もちろん手話ができる人がいて、聴覚障がいの方と手話で色々とやりとりしているところを見るが、そこ以外にもたくさん窓口がある。すべての窓口とは言わないが、障がい者の窓口だけではなく、手話ができる人を配置するとか、職員にもしっかり研修をして対応できるようにする取り組みを市が率先していくとか、条例を設定するのであれば、そういうことも検討していく必要があるのではないかと感じる。</p>
事務局	<p>障がい者の方に対応できる窓口づくりは非常に大事だと思っている。ただ、手話通訳となると、かなり専門性を要するところがあるので、いわゆる手話通訳者という資格を持った方でないとなかなか難しいところがある。現在、通訳者の方は障害福祉課にいますので、他の窓口に来られた場合は同行するとか、そこから連絡があれば行くとか、そういう形で対応している。ご意見いただいたように、職員がそれぞれ覚えられると良いが、英語と同じで、単語を一から覚えていかなければならず、非常に難しい。現在のところは、手話通訳者で対応していきたいと考えているが、職員も手話を覚えていくという気構えは大事だと思っている。</p>
会長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>他にご質疑等もないようですので、2 項目の「(仮称) 川西市手話言語条例について」の報告は以上で終わります</p> <p>次に、協議事項に移ります。3 項目の「(仮称)「親なき後」をみんなで支える体制検討部会の設置について」です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「(仮称)「親なき後」をみんなで支える体制検討部会」について、ご説明いたします。</p> <p>資料 3 をご覧ください。</p> <p>まず 1. 設置目的でございます。</p> <p>本市では、令和 3 年度に障がいのある方が、「親なき後」も地域で孤立することなく、安心して暮らすため、地域社会全体で支えていく「ソーシャル・</p>

## 審 議 経 過

会長	<p>インクルージョン」の支援体制の検討を進めていくこととしています。</p> <p>また、障がい者プラン 2023 中間見直し（案）において、「親なき後」の支援体制確保の検討を重点施策として位置付けております。</p> <p>そこで、支援体制の検討にあたり、施策の具体化をより専門的に協議するため、市付属機関である当協議会において「検討部会」を設置しようとするものです。</p> <p>次に、2. 部会の設置については、川西市障害者施策推進協議規則第 8 条に基づくものでございます。</p> <p>3. 検討部会の名称は、(仮称)「親なき後」をみんなで支える体制検討部会といたします。</p> <p>4. 検討部会の部会員については、会長が指名することとし、6 名程度で構成します。</p> <p>5. 部会員の構成は、学識経験者、成年後見支援センター“かけはし”、川西市障がい者基幹相談支援センター、障がい者団体、当事者及び障害福祉サービス事業者を予定しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>説明は終わりました。</p>
委員	<p>事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p>
事務局	<p>設置目的として、「ソーシャル・インクルージョン」の支援体制の検討を進めていくと書いていて、それは本当に必要なことだと思っているが、「ソーシャル・インクルージョン」は既に 20 年ぐらい前に厚生労働省でこの理念を進めていくというような提言が出されている。20 年以上経っている中で、なかなか思うように上手くいっていない、進んでいない原因はどこにあるのか。敢えてまた、これをしっかり位置づけて検討を進めるということにしている理由を教えてもらいたい。</p> <p>「親なき後」という問題がどんどん深刻になってきているという意見が出てきている。アンケート調査結果でも、親なき後にどう対応していくかについての意見もたくさんいただいている。今まで、国でも、そういった取り組みをしないとイケない中で、なかなか進められていないという意見で、今回はしっかりと「親なき後」を見据えた形で、地域社会全体でどのように支えていくかをしっかり検討していく、方向性を固めた形で進めていきたいというところで書かせていただいている。</p>
委員	<p>部会構成が 6 つ挙がっていて、6 名という説明があったが、各 1 名ということか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
委員	<p>「親なき後」をみんなで支えるということであれば、当事者 1 名は少なす</p>

## 審 議 経 過

事務局	<p>ぎると思う。せめて、精神、知的、身体、重度という、各障がいの方を1名ずつ入れた上で、どういったことに困っているのか、親がいる間にどういったことができるのかということを考えるために、当事者を増やすことを検討できないかと思う。</p> <p>この部会では、施策をより具体的に検討できたらと思っている。この施策推進協議会でも意見をお伺いしたいと思っている、協議会には、身体、知的、精神という形で入っていただいているので、しっかりと皆様の意見を聞かせていただけたらと思う。</p>
委員	<p>検討部会の体制については、今の説明で構わない。実際にこういったことを検討しても、なかなか進まない中で、現場の声を聞くためには、もっと具体的なところを検討する場が必要だと思う。こういう委員会だけでは難しいことがあると思っている。精神の場合であれば、ヘルパーステーションの話も出てきたが、現在、作業所に通っている方は、平日は作業所に通っている。精神障がいの方がヘルパーを使うのは、土日とか早朝になるが、早朝だと身体の方がいてなかなか通えない。また、作業所を休む、仕事を休んでヘルパーを利用するとなると、親なき後に色々な世話がかかるし、難しくなってくる。そういった話ができる場がないと、支える地域、安心して暮らせる地域はできないと思うので、敢えてそういった意見を出させていただいた。</p>
事務局	<p>それぞれの障がい種別での意見を聞くような場についても、また検討させていただきたいと思う。</p>
委員	<p>「親なき後」のための部会を発足していただくということで、今回、このテーマを掘り下げることは、川西市の福祉全体を見直すきっかけになるのではないかと思っている。単純に、「親なき後」の言葉があるが、親がいる間に準備すること、障がい者が人生をどう豊かに過ごせるかということにもかかってくると思うので、部会の中で、しっかり色々な意見を拾いながらできれば良いと思う。</p>
会長 委員	<p>「親なき後」ではなくて、親のいる間に作ってほしいということだと思う。こういう会をしても形だけで、申し訳ないが、こんなことを検討し合いましたで終わってしまうような、お飾りになるような気がしている。例えば、身体障がいの親の会だが、身体障害者手帳を持っている人でもピンからキリまでいて、すごくしっかりしている方もいる。そういう人は、アパートで一人暮らしをしたいと言っているが、すべてのことに手がかかる場合もある。求めている「親なき後」のお世話をさせていただく場合に、していただきたいことは全然違うと思う。それは、精神障がいの方でも違うと思う。だから、こんなお飾りの会になるよりも、もっと各団体で煮詰めて、毎年</p>

## 審 議 経 過

会長	<p>毎年、うちも市に「親なき後」についての要望をしている。その後に、市議会の方と懇談をいつもしていただくが、敢えてこれはもういいと、うちの会だけでもまとまりが見つからないので、会の要望として言えない。それぐらいすごく深刻なものだと思う。でも急がないと親はどんどん年を取るといいう難しい問題がある。会の開き方についても考えていただかないと、決着がつかずに終わって、また次の年にお願ひしますみたいな感じになりかねないと思う。</p>
事務局	<p>意見の中で、構成を一応 6 人程度で予定されているが、もう少し増やせるかどうか。</p>
委員	<p>しっかりと検討できるような仕組みを考えると、大人数になるとなかなかまとまりにくいところも出てくるのではないかと考えている。ただ、ご意見いただいたように、確かにそれぞれの障がいによって事情も変わってくると思うので、そこを今後どのように、皆さんの意見を聞きながら、全体のことも考えていく必要があると思う。メンバー自体は、しっかりと検討するというので 6 人程度がちょうど良いのではないかと考えているので、できればこのような形で進めていければと考えているが、その中で、それぞれにお聞きするような場が作れるかどうかも含めて、また検討させていただけたらと思う。</p>
事務局	<p>人数の調整について、障がいでも本当に困っている人が、障がい者団体と当事者の 2 人になる。6 人中 2 人で、他の方は別に「親なき後」に困ることがない。また、当事者として知的障がい者の方となると、自分のことをなかなか 100%は話せないで、当事者としては知的の方は来ないと思う。一番困っているのは知的の障がいの方だし、身体障がいの方も困っているとなっても、当事者の障がいのある関係が 2 人なので、どれかの障がいの方しか参加できない。生の声がこの議論する場には上がらないのはおかしいのではないかと考える。</p>
委員	<p>様々な意見をいただいているところだが、この検討にあたっては、部会を設置して、その中でしっかりと議論をしていただいて、一定、形のあるものを作り出していきたいと考えている。また、まだ詳細は決まっていないが、その結果を中間報告あるいは最終報告という形でこの推進協議会にも返して、この場でもまたしっかりと議論をしていただくということを想定している。様々なチャンネルを通じて意見をいただきながら、そのいただいた意見を部会でしっかりと議論し、令和 4 年度には、何らかの形で施策あるいは事業として実施できるような形で検討を進めていきたいと考えている。</p>
委員	<p>この部会を通じて議題が上がったことに対してのワーキンググループみた</p>

## 審 議 経 過

事務局	<p>いなものを作ろうという検討はあるか。</p> <p>ワーキンググループは、これに関しては今のところ作る予定はないが、基本的にはこの部会の中でしっかりと検討していきたいと思っている。先ほどお話をさせていただいたように、施策推進協議会あるいは自立支援協議会、様々なところで意見をお伺いしながら、最終的な形にまとめていきたいと思っている。</p>
委員	<p>記憶が定かでないのでお伺いさせていただきたい。今期ではなくて、前期の時に、アンケートを取るのにワーキングでみんなが集まって、模造紙の上に貼ったりしながら、色々な意見を出し合ったことがあったと思う。ああいったものが必要だと思う。どうしても、委員となると、平日休んでいる方とか家族会とか、そういう方しか集まってこない。実際に働いている方とか、自宅で介護されている方とかの意見がこぼれてしまう気がするので、ワーキングが無理なのであれば、そういったことも検討していただけたらと思う。</p>
事務局	<p>前回のプラン作成時にはワークショップを実施して、その意見をしっかりと集約してプランにも載せている。今回は、基本的には前回のワークショップでまとめられた意見と、今回のアンケートからの意見を踏まえて、さらに、こういう検討部会や施策推進協議会、自立支援協議会などの様々なところで意見をお聞きしながら、検討を進めていきたいと思っている。</p>
会長	<p>部会を設置することについては認めていただいて、その前段として、また色々な問題も出てくると思うが、そのあたりのことについては最終的にはこの委員会で検討するというところでよろしいか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは他に質問や意見もないようなので、「(仮称)「親なき後」みんなで支える体制検討部会」の設置については承認ということにする。</p>
事務局	<p>次に、会議次第の3「その他」ですが、事務局から事務連絡がございます。障がい者プラン2023 中間見直しにつきましては、現在、最終修正と資料編の編集を行っているところです。計画の製本ができ次第、委員の皆様へ送付させていただきます。</p> <p>本日は、令和2年度障害者施策推進協議会の最終回となります。コロナ禍の中で、計画の策定にご協力いただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。</p> <p>次回の障害者施策推進協議会は、6月頃の開催を予定しております。時期が近付いてまいりましたら、改めて開催のご案内をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>以上で、本日予定しておりました議事は、すべて終了しました。</p>

## 審 議 経 過

	<p>これもちまして、令和2年度第4回川西市障害者施策推進協議会を閉会いたします。</p> <p>どうも、お疲れ様でした。</p>
--	---